



わが家の耐震対策について 令和3年度から補助制度を拡充しました

東海地震及び南海トラフ地震が発生した場合、町内では震度6弱から震度7の地震が予測されています。昭和56年5月以前(旧耐震基準)に建てられた木造住宅は、阪神・淡路大震災などの過去の地震でも、人命・建物ともに大きな被害が集中しました。予測される地震に備え、町の耐震対策の補助事業を活用して、今すぐ対策を始めましょう。

■対象となる住宅

昭和56年5月31日以前(40年以上前)に建築された木造住宅

1 わが家の専門家診断事業

- ・ 無料で専門家(静岡県耐震補強相談士)を派遣し、耐震診断を行います。

- ・ 申込方法 定住推進課へ電話で直接お申し込みください。

2 木造住宅の耐震改修事業(補強計画一体型)

- ・ 令和3年度から新制度に変わりました。補強計画と耐震改修工事の両方が完了しないと、補助金の対象外になります。この点に注意ください。

・ 補助額について 補助限度額

一般世帯...120万円

高齢者などの世帯...140万円

※ 在宅避難促進割増の条件に該当する住宅については、さらに15万円が加算されます。

約3年前に発生した大阪北部地震において、ブロック塀の倒壊等により、尊い命が犠牲になりました。この教訓を踏まえて、補助制度の拡充を行いました。既存ブロック塀を除却する、または除却後に建替えをする計画がありましたら、補助金を活用して除却・建替えを実施しましょう。



住宅の倒壊 (H28.4 熊本地震・益城町)



ブロック塀等の倒壊 (H28.4 熊本地震・益城町)

■対象となるブロック塀

公衆用道路に面しているブロック塀

1 ブロック塀等の除却

- ・ 住宅や事業所等から避難所、避難地等へ至る公衆用道路(私道を除く)に面しているブロック塀を除却する場合、補助対象になります。

- ・ 公衆用道路に敷地が面していて、道路面の一番高い箇所を基準にして高さが60cmを超えているブロック塀を除却する場合、補助対象になります。

- ・ 右記に該当しない公衆用道路(行き止まりの道)も対象になります。

2 ブロック塀等の建替え事業

- ・ 除却事業の終了後に、安全なブロック塀(3段以下)やフェンスに建替えた場合。

- ・ 補助額について(補助限度額)
「ブロック塀の除却・建替えを実施する長さ×町の基準額」と「施工業者の見積金額」を比較して、「少ない方の額×補助率」が補助額になります。

補助対象		町の基準額(円/m)	補助率	補助限度額(円)
除却事業	行き止まりの道など	8,900	1/2	200,000
	通学路及び避難路沿いの道など	8,900	2/3	266,000
建替え事業	通学路及び避難路沿いの道など	38,400	2/3	333,000

問 役場定住推進課住まい支援係 ☎ 85-6321